



遺產整理業務

SBI SBI新生銀行
グループ 新生信託銀行

併営業務代理店: SBI新生銀行

遺産整理のご案内

大切なご家族を見送ったあとも、安心して手続きを進めていただくために。

遺産整理って、どんなこと？

ご家族が亡くなられたあと、その方の財産を確認し、
相続人の皆さまで話し合って分け、
それぞれの名義に変更するまでの一連の手続きのことです。

相続が始まると…

ご葬儀の準備やお別れの時間の中で、同時にたくさんの手続きを
進めなければならず、ご遺族のご負担はとても大きくなります。

財産の多い・少ないに関係なく

不動産や預金、株式など、どんな財産でも整理には時間と手間がかかります。
お仕事や家事でお忙しい方にとっては、大変な作業です。

新生信託銀行におまかせください

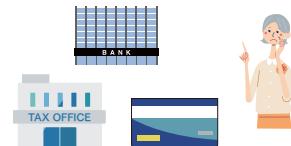
新生信託銀行では、相続人の皆さまに代わって、遺産整理の手続きを
お手伝いしています。
税理士や弁護士などの専門家と連携しながら、スムーズで安心な
相続をサポートいたします。

このような方に 遺産整理業務をおすすめします

平日は仕事があるため、
金融機関に手続きに行く時間がない



知識がなく自分で手続きできるか心配



相続人が多く相続手続書類のやり取りが大変



取引金融機関が多い



始めてみたが、官公庁の手続きなども行わなければならず、
思っていたより大変

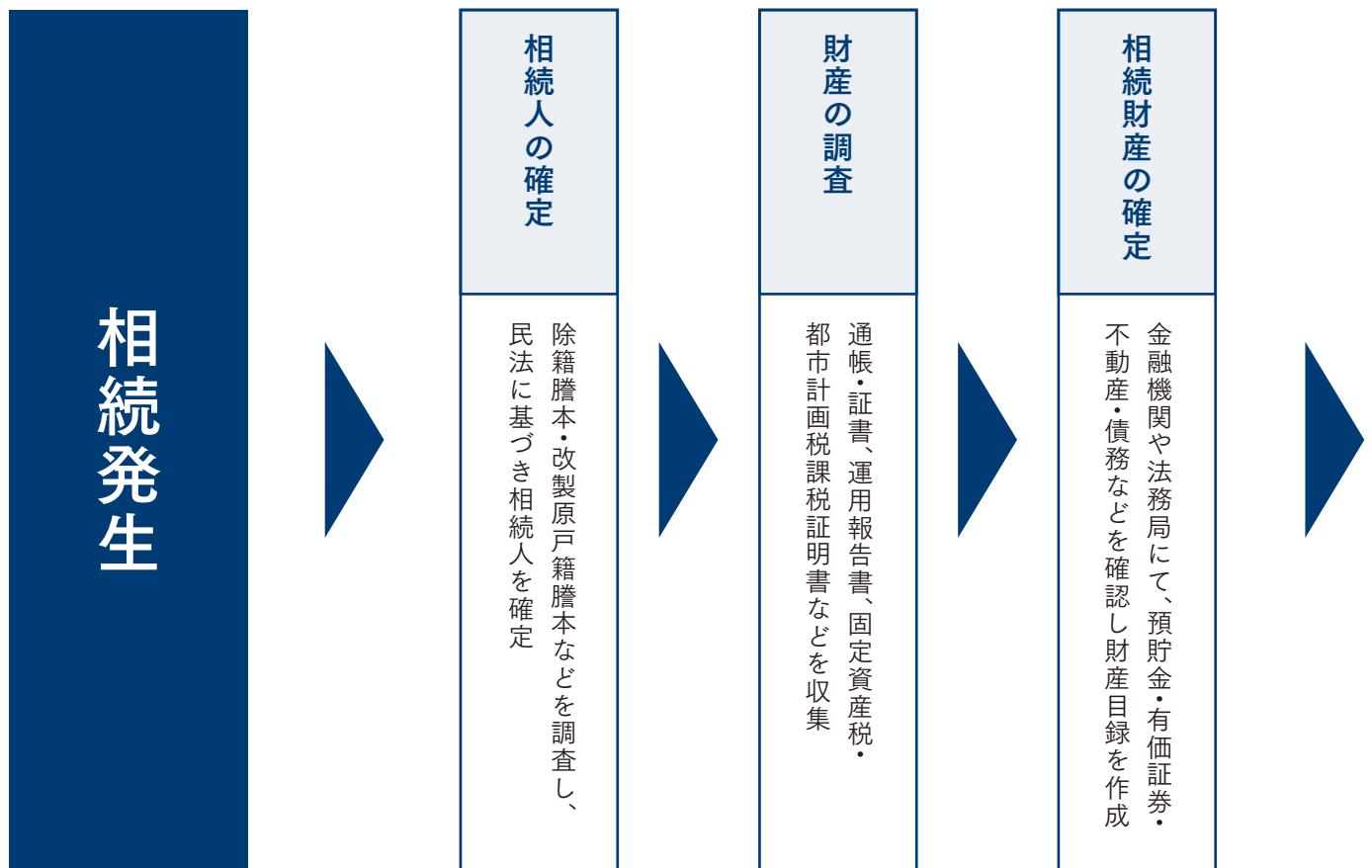


遺言執行者に指名されているが、手続負担がある



- 本商品は新生信託銀行の商品であり、SBI新生銀行は新生信託銀行の併営業務代理店として取り扱いをしております。
- 本商品につきましては、新生信託銀行の併営業務代理店として契約締結の媒介をいたします。ご契約に際しては、お客さまと新生信託銀行が契約当事者となります。

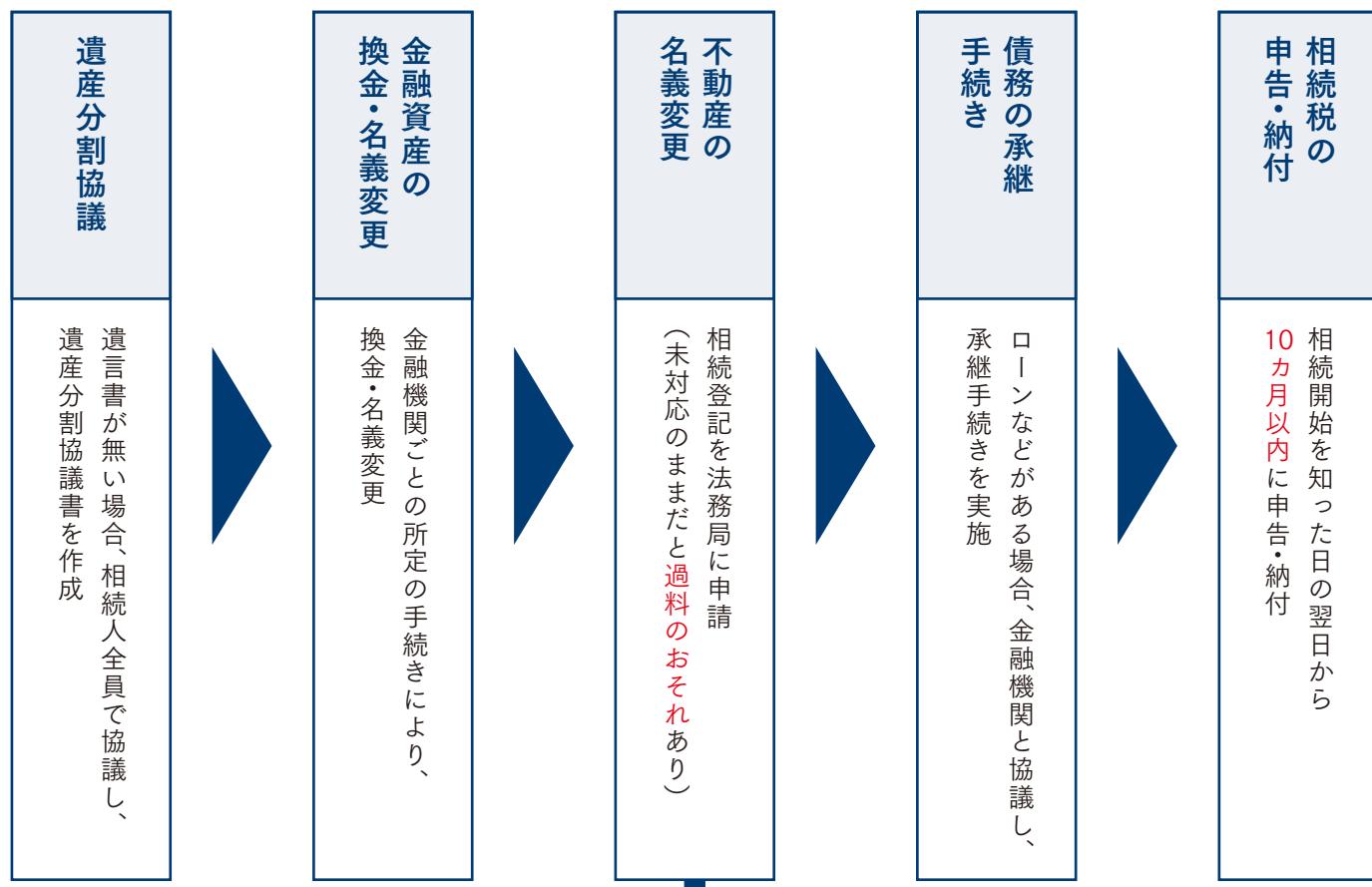
一般的な相続手続きの流れ



遺産整理業務の主なサポート

- 金融機関ごとに異なる手続きに対応
- 義務化された相続不動産の名義変更に対応
- 不動産、金融機関、証券会社などの取引内容を確認し財産目録を作成
- 手続終了後は手続結果を整理し完了報告書を作成

- ここでは相続発生により、資産が動かせなくなることを資産凍結と呼んでいます。
- 相続開始後、遺産分割協議が完了する前に、相続人が被相続人の預貯金の一部を払い戻せる「遺産分割前の払い戻し制度」により金融機関ごとに一定金額を払い戻すことができます。単独で払い戻しできる額は「相続開始時の預金額×1/3×払い戻しを行う相続人の法定相続分(上限150万円)」です。
- 個別の法務・税務の取り扱いなどについては、弁護士・税理士などの専門家や最寄りの税務署などにご確認・ご相談ください。



相続登記の申請義務化についてご存知ですか

相続によって不動産を取得した相続人は、その所有権の取得を知った日から3年以内（遺産分割協議で不動産を取得した場合には、遺産分割が成立した日から3年以内）に相続登記の申請をしなければなりません。義務に違反した場合、正当な理由がない限り、10万円以下の過料の適用対象となります。

■相続した不動産や金融資産についての総合的なご助言

■ご希望に応じ提携税理士法人などをご紹介

■遺産整理業務のしくみ

遺産整理業務

事前のご相談

ご相続人の状況、遺産の概要など相続手続きに必要な情報を伺いし、必要な書類・手続きの流れ・スケジュールなどについてアドバイスいたします。

遺産整理業務に関する委任契約の締結

ご相続人の中から代表者をお選びいただき、その代表者を含めた相続人全員と新生信託銀行の間で遺産整理に関する委任契約を締結させていただきます。

相続財産の調査

ご相続人にご協力いただき、被相続人の財産および債務の調査を行います。ご相続人の方々が保管されている通帳・証書・取引残高報告書・不動産の権利証(登記識別情報)などを預かりいたします。

財産目録の作成

調査により判明した被相続人の財産および債務などについて、残高証明書などを取得し、財産目録を作成いたします。

遺産分割協議書作成のお手伝い

ご相続人全員で協議いただき、遺産分割協議書を作成いただきます。この遺産分割協議書の記載方法についてアドバイスさせていただきます。

相続財産の換金・名義変更

遺産分割協議書に基づき、預貯金や各種金融資産の換金および名義変更、不動産の名義変更手続きをいたします。

完了報告

遺産整理業務完了後、完了報告をお送りいたします。

相続税申告

相続税の申告についてご要望があれば、SBI新生銀行が提携している税理士をSBI新生銀行からご紹介させていただきます。

■相続手続きに必要な書類

1. 被相続人・相続関係者

＜被相続人＞

- 改製原戸籍謄本
- 戸籍・除籍謄本
- 住民票除票

2. 土地建物関係

- 登記事項証明書（不動産登記簿謄本）
- 不動産賃貸借契約書
- 所在地図・公図
- 固定資産税評価証明書

3. 金融資産関係

- 預貯金・信託などの証書・通帳類
- 株券・公社債などの現物または預かり証

4. その他財産

- 生命保険証書類
- 死亡退職金などの支払通知書
- ゴルフ会員権・証書類
- 貸付金契約証書
- 自動車検査証

5. 借入金・未払公租公課・葬式費用など

- 借入金契約証書
- 諸費用請求書・領収書など
- 固定資産税・住民税などの納付書

6. その他

- 遺産分割協議書
- 遺言書

ご留意事項

- 相続人の皆さまの間で紛争が生じ、遺産分割協議が成立する見込みがないなどの場合にはお引き受けできないことがあります。
- 遺産整理業務の対象となる財産については、原則として金融資産・不動産を対象としますが、権利の帰属について係争中の財産、分割困難な財産、手続きが難航すると判断される海外資産などの財産は、遺産整理業務の対象財産から除外させていただきます。
- 税理士、司法書士の業務については、相続人の皆さまより直接それぞれの専門家へ依頼していただきます（別途お客様の費用負担となります）。
- 遺産整理業務に関する委任契約締結後に、相続人の皆さまの間で分割協議がまとまらない場合や相続人の皆さまのお手元にある相続財産を当社にお渡しいただけない場合など、業務遂行が困難となった場合は、途中で遺産整理業務を終了させていただくことがあります（その場合でも、業務の遂行度合に応じて手数料および消費税を申し受けます）。
- 上記の各種手数料・報酬などについては、消費税などの税率が変更された場合、税抜金額に変更後の消費税など相当額を加えた金額とさせていただきます。

■遺産整理業務の手数料・諸費用

遺産整理業務手数料(基本手数料と財産比例手数料の合計額)を遺産整理業務の完了時に、原則としてご相続財産からの差し引きで收受いたします。

(税込み)

基本手数料		660,000円
財産比例手数料*1	SBIグループ*2でお預かりしている金融資産	相続財産評価額×0.11%
	上記以外の金融資産など	相続財産評価額×0.66%
報酬上限		5,500,000円

*1 財産比例手数料は、遺産整理業務の対象となる金融資産などの相続税評価額のみに基づいて計算します(不動産は対象外)。相続財産評価額は新生信託銀行所定の方法で算出いたします(借入金などの消極財産は控除いたしません)。

*2 SBIグループ(SBI新生銀行、新生信託銀行、SBI証券、SBIマネープラザ)でお預かりしている金融資産の範囲は次のとおりです。

SBI新生銀行でお預かりしている預金。新生信託銀行でお預かりしている信託商品など。SBI証券でお預かりしている株式・債券・投資信託などの有価証券など。SBIマネープラザで取り扱う不動産信託受益権。

遺産整理業務の委任契約締結後に本サービスを中途解約する場合の解約手数料について

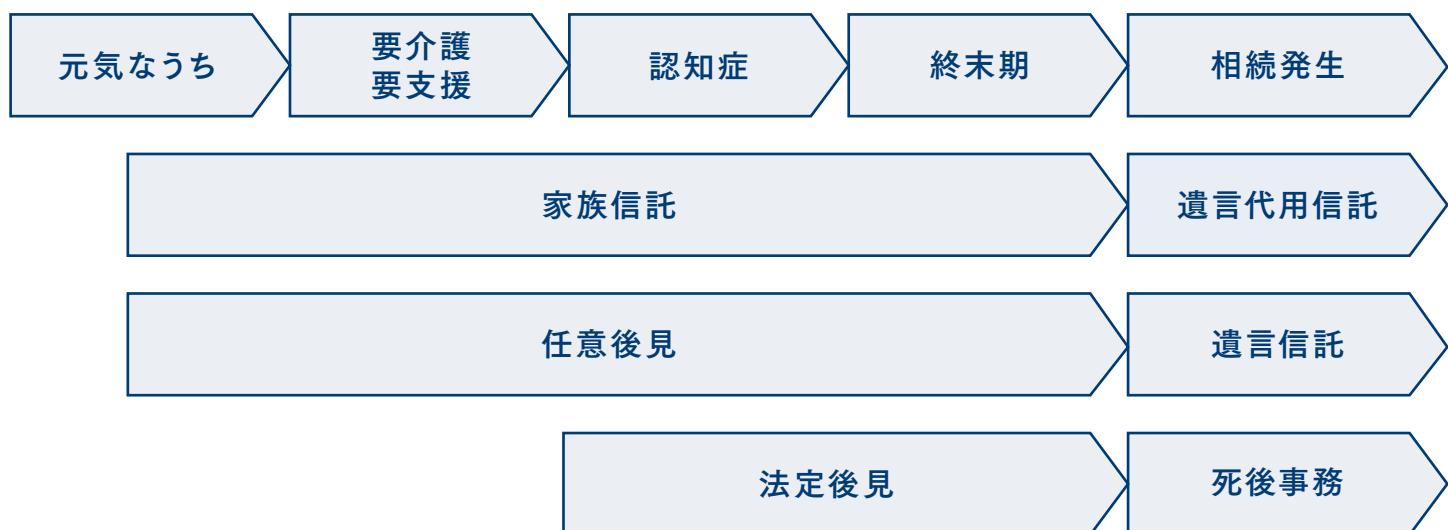
(税込み)

1. 財産目録などの報告前のとき	330,000円
2. 財産目録などの報告後のとき	上記で算出した手数料の50%
3. 名義書換、引き渡しの途中のとき	上記で算出した手数料の70%

■ ライフステージにおける必要な対策

相続手続きは、財産の手続きだけではありません。

SBI新生銀行は、資産管理・資産承継のプロフェッショナルとして資産に関する総合的なご相談が可能です。
お気軽にご相談ください。



死亡後の手続きの一般的な流れ

被相続人の死亡			
相続開始	死後事務(財産以外のこと)		相続(財産のこと)
7日	官公庁への諸届事務 死亡届 火葬許可申請	それ以外の事務 遺体の搬送 葬儀の手配	
14日	公的年金の受給停止 健康保険の資格喪失届 介護保険の資格喪失届	死亡保険金の請求	
1~2ヵ月		納骨の手配	戸籍など必要書類の収集 相続財産の調査
3ヵ月		公共料金などの解約	相続放棄の申述
4ヵ月			所得税の準確定申告
10ヵ月			遺産分割協議 相続税の申告
1年	葬祭費の請求 高額医療費の請求 各種遺族年金の受給	遺品整理 自動車の名義変更	金融資産の相続手続 不動産の名義変更

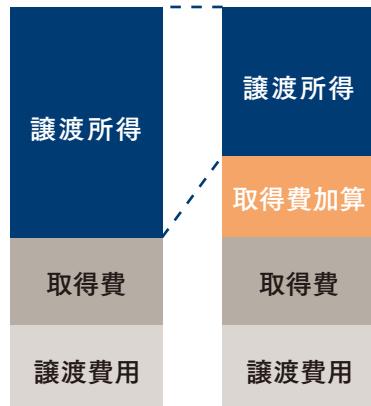
特に注意すべき相続した不動産に関する特例の期限

取得費加算の特例(相続開始から3年10ヵ月以内)

相続または遺贈により取得した土地、建物、株式などの財産を、一定期間内に譲渡した場合に、相続税額のうち一定金額を譲渡資産の取得費に加算することができます。

なお、この特例は譲渡所得のみに適用がある特例ですので、株式などの譲渡による事業所得および雑所得については、適用できません。

特例適用



特例の適用を受けるための要件

- (1)相続や遺贈により財産を取得した者であること。
- (2)その財産を取得した人に相続税が課税されていること。
- (3)その財産を、相続開始のあった日の翌日から相続税の申告期限の翌日以後3年を経過する日までに譲渡していること。
- (4)被相続人の居住用財産(空き家)に係る譲渡所得の特別控除の特例の適用を受けていないこと。

選択

$$\text{相続税の取得費加算額} = \frac{(\text{譲渡した者の})\text{相続税額}^{\ast 1}}{(\text{譲渡した者の})\text{譲渡した財産の相続税評価額}} \times \frac{(\text{譲渡した者の})\text{譲渡した財産の相続税評価額}}{\text{取得した財産の総額}^{\ast 2}}$$

*1 贈与税額控除など、一定の税額控除の適用を受けた場合には税額控除前の相続税額となります。

*2 生前贈与加算額、相続時精算課税適用財産のうち相続税の課税価格に含まれる価額も含みます。

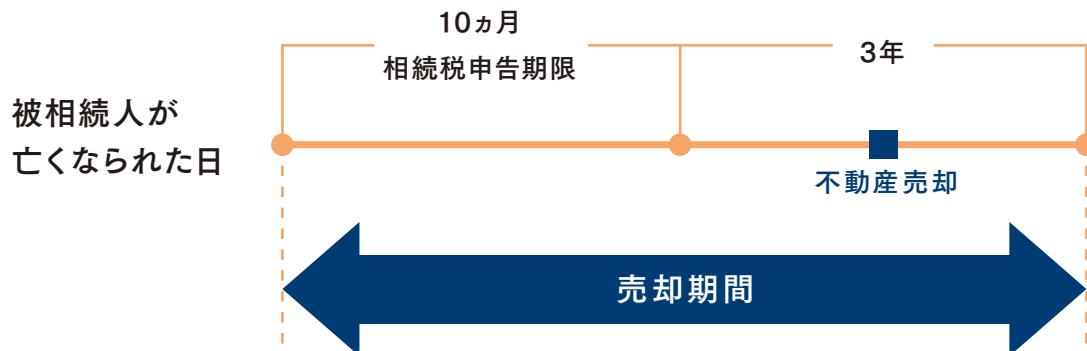
所得の計算方法(土地や建物を譲渡したとき)

譲渡所得の金額は、次のように計算します。

$$\text{収入金額} - (\text{取得費} + \text{譲渡費用}) - \text{特別控除額}^{\ast 3} = \text{課税譲渡所得金額}$$

*3 特別控除は一定の要件を満たす場合に適用されます。

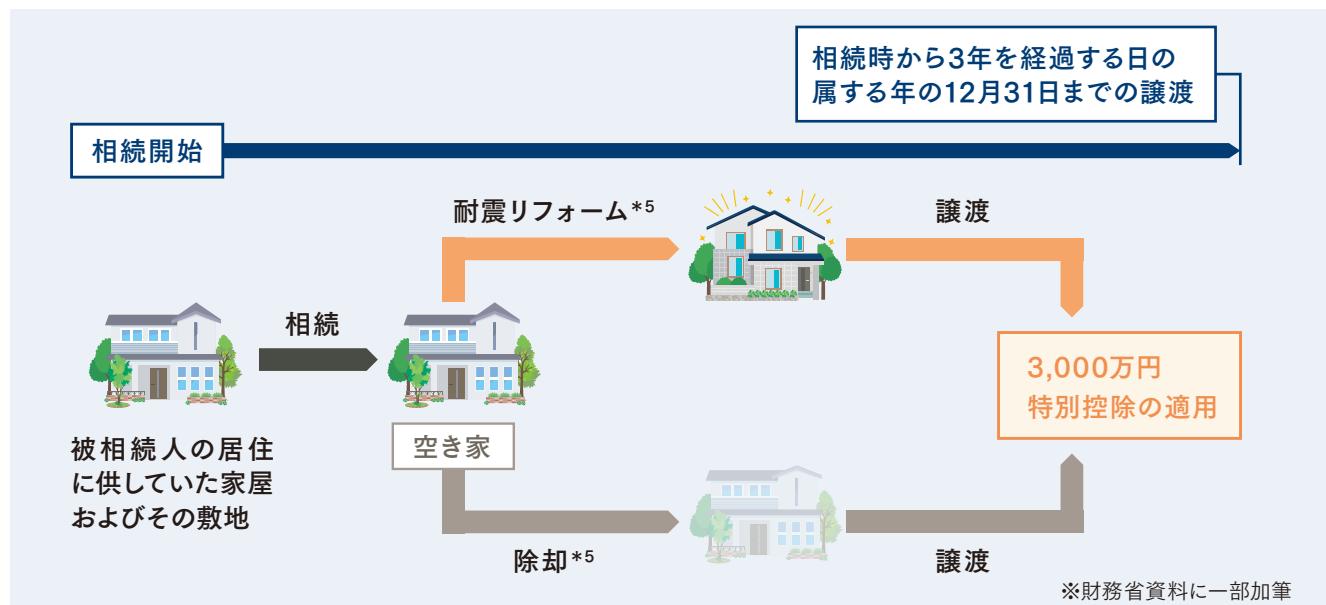
譲渡する時期に注意が必要です



被相続人の居住用財産(空き家)に係る譲渡所得の特別控除の特例

相続または遺贈により取得した被相続人居住用家屋および被相続人居住用家屋の敷地などを、2016年4月1日から2027年12月31日までの間に売って、一定の要件に当てはまるときは、譲渡所得の金額から最高3,000万円^{*4}まで控除することができます。

*4 2024年1月1日以後に行う譲渡で被相続人居住用家屋および被相続人居住用家屋の敷地などを相続または遺贈により取得した相続人の数が3人以上である場合は2,000万円までとなります。



*5 譲渡日の属する年の翌年2月15日までに耐震改修または更地にする必要があります。

適用要件

(1)特例の対象となる「被相続人居住用家屋」

相続の開始の直前において被相続人の居住の用に供されていた家屋または要介護認定などを受けて老人ホームなどに入所するなど、特定事由により相続の開始の直前において被相続人の居住の用に供されていなかった場合で、一定の要件を満たすときは、その居住の用に供されなくなる直前まで被相続人の居住の用に供されていた家屋

- ・1981年5月31日以前に建築された家屋(区分所有建物を除く)
- ・相続の開始の直前において被相続人以外に居住をしていた人がいなかったこと

(2)対象となる譲渡

- ・相続または遺贈により取得した被相続人居住用家屋を売るか、被相続人居住用家屋とともに被相続人居住用家屋の敷地などを売るこ^{*6}
- ・相続または遺贈により取得した被相続人居住用家屋の全部の取り壊しなどをした後に被相続人居住用家屋の敷地などを売るこ^{*7}
- ・相続の時から譲渡の日までの間に被相続人居住用家屋および被相続人居住用家屋の敷地等を事業の用、貸し付けの用、居住の用に供していないこと

*6 被相続人居住用家屋を譲渡する場合には譲渡日の翌年2月15日までに一定の耐震基準を満たしている必要があります。

*7 被相続人居住用家屋を解体して譲渡する場合には譲渡日の翌年2月15日までに解体をする必要があります。

(3)譲渡時期

相続の開始があった日から3年を経過する日の属する年の12月31日までに売ること

(4)譲渡金額制限

売却代金が1億円以下であること

(5)取得費加算の特例の適用を受けていないこと

具体的なお取り引きにあたっては、お客様の弁護士、会計士、税理士などと事前に十分にご相談いただくようお願い申し上げます。



商号等:新生信託銀行株式会社 登録金融機関:関東財務局長(登金)第22号
加入協会:日本証券業協会



商号等:株式会社SBI新生銀行 登録金融機関:関東財務局長(登金)第10号
加入協会:日本証券業協会・一般社団法人 金融先物取引業協会

2505033